

目次 1 学部長・研究科長からのごあいさつ

2 法科大学院より:「基本科目演習」について／公共政策大学院の最近の動向／ホームカミングデイ、オープンキャンパスについて

3 卒業生の動向:東京大学法律相談所／卒業生、法学部を訪問

4 退職教員からの一言

5 名誉教授の受賞・顕彰について

6 新任教員のごあいさつ／ホームページのリニューアル

学部長・研究科長からの ごあいさつ *Message*

昨年4月1日に学部長・研究科長に就任してから、この4月で1年が経過いたしました。後に記しますが、任期後半の2013年度では、学部教育の改革が最大の課題となっております。微力ながら精一杯職務に励む所存でございますので、引き続き宜しくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

さて、2013年3月末をもって、井上正仁教授(刑事訴訟法)、北村一郎教授(フランス法)、塩川伸明教授(比較政治)、岩原紳作教授(商法)の4教授が退職されました。これまで多年にわたる教育・研究へのご貢献に対して深く感謝したいと思います。他方、2013年4月1日付けをもって、新たに、山川隆一教授(労働法)、古田啓昌教授(法科大学院実務家専任教員)、太田洋教授(法科大学院実務家専任教員)の3教授を教授会メンバーとして迎えました。これらの退職・新任教員につきましては、本号にごあいさつや自己紹介が掲載されておりますので、ご覧下さい。また、学生については、この4月に、法学部412名(内、学士入学者4名)、法科大学院232名(法学未修者68名、法学既修者164名)、大学院総合法政専攻修士課程12名、同博士課程23名の学生が新たに入・進学いたしました。

ところで、すでに報道でご存じのことと思いますが、東京大学では、現在、総合的な教育改革の検討が進められております。「学事暦の変更」や「推薦入試の導入」がとくに社会的な注目を集めていますが、これらは、東京大学独自の制度である「進学振分け」の検討と共に、いずれも東京大学の学部教育を総合的に改革しようとする動きの一環であり、検討の対象は、学事暦や入学試験には限りません。これら諸課題のうち、学事暦の変更は、教育プログラムの枠を変えるという意味で、学内でも極めて高い関心を集めております。もちろん、海外留学の際に問題となる海外の大学の学事暦との整合性が重要な検討課題ですが、学事暦を変えること自体が目的であるというよりは、新たな学事暦で、いかに充実した教育機会を与えることができるかが問われていると申せましょう。とくに、初年次教育を刷新し、海外のサマースクール等への参加を含め、国際体験を得る機会を増加させることが重要です。また、関連した制度として、本年4月からは、東京大学への入学直後に1年間休学して、さまざまな自主活動に従事することを認める初年次自主活動プログラム(FLY Program)が開始されました。今後、この制度を利用して、さまざまな活動に従事しようとする意欲ある学生が増加することが期待されます。さらに、社会の関心が高い「推薦入試」についても、今後さらに検討が進められ、東京大学が考える「推薦入試」の具体的な内容が遠からず公にされることになる予定です。

前号でもお知らせいたしました、このような全学レベルの動きと並行して、法学部でも、現在、学部教育の総合的な見直し作業を進めているところです。「法学部離れ」が指摘されている中、法学部で一体どのような人材を育成しようとしているのかをわかりやすいメッセージで伝えることが必要だと思われます。そして、そのような人材育成を達成できるよう、教育プログラムを改善することに向けて、鋭意検討を進めております。このニューズレターでも、今後、その一端をご紹介することができるものと思います。

法学部長・法学政治学研究科長
山口 厚

法科大学院より: 「基本科目演習」について

今回は、法科大学院1年生(未修者の最初の学年)向けの「基本科目演習」という授業についてご紹介します。どこの法科大学院でも、未修者教育について様々な工夫を凝らしていますが、本法科大学院の「基本科目演習」には以下のような特徴があります。

第1に、徹底した少人数クラスであることです。未修者は、憲法や民法等の授業を40人弱のクラスで受けますが、「基本科目演習」はそのクラスをさらに2つに分けて、20人弱のクラスで受けます。担当教員は、個々の学生の様子がよくわかりますし、レポートの添削等もきめ細かく行うことができます。

第2に、研究者教員の担当する授業と内容的にリンクされていることです。例えば、夏学期には、研究者教員が担当する「基本科目民法1」「同2」が開講されますが、それらと並行して開かれる「基本科目演習(民法)」は、「基本科目民法1」「同2」の内容を事例を用いて復習する授業であり、理解の深化に役立ちます。



教室には教員1人と学生18人

第3に、担当教員が本法科大学院を修了した若手弁護士や助教の任期を終えた若手研究者であることです。教員自身が法科大学院生を経験していることもあり、学生は教員を身近に感じることができ、気軽に質問や相談等をすることができます。

松下淳一(法曹養成専攻長)

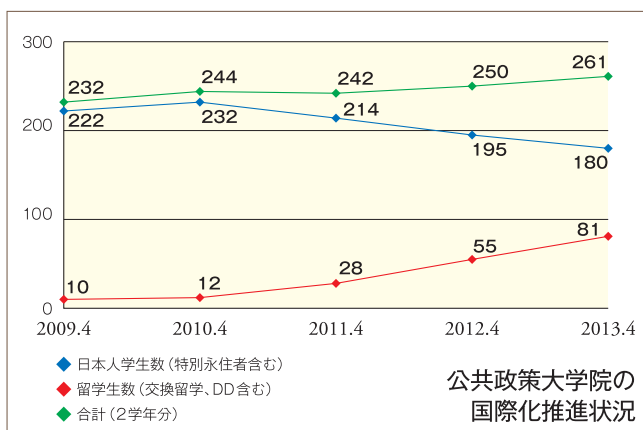
公共政策大学院の 最近の動向

2010年10月から始まった英語の授業のみで学位が取得可能な国際プログラムコース(年30人)は、2012年9月に第1期生が卒業しました。卒業生のうち、半分程度を占める世界銀行、アジア開発銀行、IMFの奨学生については、出身国の官庁、中央銀行等に復職しました。他には、海外で新たに就職した者(中国国務院付属研究所等)、日本で就職した者(コンサルティング会社、国連大学等)がいます。

また、交換留学、東大と提携校の双方で学位が取得できるダブル・ディグリー(DD)制度を活用して日本から海外の提携校に留学する学生、また、海外の提携校から公共政策大学院に留学する学生も増えています。2012年10月には交換留学とDDを合わせて19人の学生が来日しました。その結果、在校生に占める外国人の割合は表に示したように3割に増加しており、近いうちに4割になると考えられます。

他方、2013年3月の国内コースの修了者は、法政策コース17人、公共管理コース39人、国際公共政策コース8人、経済政策コース14人の計78人でした。就職先は、官公庁24人、金融10人、コンサルティング12人、マスコミ4人等となっており、基本的傾向は継続しています。

城山英明(公共政策大学院副院長)



ホームカミングデイ、 オープンキャンパスについて

【ホームカミングデイ】

ホームカミングデイは、東京大学全体の恒例行事で、大学の活動を卒業生・修了生の方々をはじめとする社会の幅広い方々に向けて公開し、大学の現状を知っていただくために開催されます。

今年の第12回ホームカミングデイは、10月19日(土)に開催いたします。法学部の企画としては、昨年同様、教員による公開講演会の開催を予定しています。全学の企画としては、メインプログラムとなる特別フォーラム「未知の領域に挑む」があり、法学部教員である藤原帰一先生がモデレーターとして登場します。このほか、全学、各学部・大学院研究科・研究所、東京大学学友会に加盟する同窓会の主催する種々の展示、講演会や、秋の休日のひとときをご家族でお楽しみいただけるようなイベント、模擬店などの企画が目白押しです。

卒業生・修了生のみならず、かつて学ばれたキャンパスを訪れ昔を懐かしみ、また、同窓の方と旧交を温める機会となるよう、ご家族ともども来訪されることを願っております。また、ホームカミングデイにあわせて、この日に同窓会を開催されることも大歓迎です。会場等の手配については、東京大学赤門学友会が窓口となっております。お手伝いさせていただきます。

詳しい内容は、東京大学卒業生向けウェブサイト「東大アラムナイ」のページをご覧ください。

<http://www.alumni.u-tokyo.ac.jp>

【オープンキャンパス】

「高校生のための東京大学オープンキャンパス2013」が、8月7日(火)、8日(水)の二日間、本郷キャンパスにて開催されます。

法学部では、これまで模擬講義などの企画を実施し、好評を博してきました。今年も8日(水)に同様の企画を予定しています。みなさまのご家族に高校在学中の方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加をおすすめください。

行事の詳細や申込方法については、東京大学ウェブサイト、順次、情報を掲載しますので、そちらをご覧ください。

<http://www.u-tokyo.ac.jp>

卒業生の動向：東京大学法律相談所

東京大学法律相談所は戦後、法学部の我妻栄先生が「医学部に付属病院があるように、法学部には法律相談所を」ということで設立された、65年を超える歴史がある団体です。OB/OGは、法曹界はもとより、行政、民間の幅広い分野で活躍しています。主要な活動は大学構内における毎週の無料法律相談を中心に、五月祭における模擬裁判、夏には2泊して行う地方における移動法律相談、そして12月には京都大学法律相談部との合同相談並びに交歓会が行われます。このほかに、現役学生と各界諸先輩との交流の機会として11月に創立記念パーティーが開催されます。

模擬裁判や移動相談のように、現役学生だけでは対応できない行事も多く、OB/OGの支援は欠かせません。特に夏の移動相談は、大学を離れ地方に場所を移して行うため、開催場所の選定からアレンジまで、当地に赴任している総務省(旧自治省)の先輩に全面的な協力を仰いでいます。昨年は兵庫県の姫路市と小野市で開催され、80件程度の相談を受けました。実際の相談は学校の授業とは異なり、法律上の論点が整理されて質問されることはまずありません。たとえば借地法かと思っていたら農地法適用地で、戸別補償制度が絡み、その地方特有の相続慣習も考慮しなければならないケース、損害賠



移動相談終了後の懇親会で先輩と進路等相談

償請求で始まった話が相続問題に帰着したケースもありました。「相談の7割超は常識問題である」とは元特捜部検察官の大先輩の名言ですが、全くその通りで、法曹界のOB/OGのみならず、行政・民間企業の多種多様な分野からの参加が望まれる所以です。また、相談終了後の懇親会は、現地にいる同期と旧交を温めたり後輩の「進路相談」に乗ったりするほかに、普段なかなか接する機会のない大先輩の警咳に接するまたとない機会でもあります。毎年お越しいただいている8期元高裁長官の大先輩から「法律意識に関するお国柄全国比較」を伺ってからは、国内出張のたびごとに「これがそうだったのか」といちいち得心がいくようになりました。

自分も幹事長時代には、顧問の先生は勿論のこと、官・民を問わず多くの先輩から進路、就職先等の選択も含めて多大な支援をいただきました。今はこちらが現役学生をサポートする立場ですが、現役が66～67期、行事に定期的に参加して下さっているOB/OGのトップは8期～25期(60歳～80歳)で、自分が35期(50代前半)、その次は50期以降となることが多い状況です。今後はより幅広い年齢層のOB/OGに参加の輪が広がることを期待しています。

児玉哲哉(昭和57年卒、パークレイズ証券 副会長)



移動相談で相談案件につき参加OBと相談中

卒業生、法学部を訪問

2012年11月28日(水)に、昭和37年(1962年)卒業生(文I 12B)25名の方々が東京大学山上会館で午後5時からクラス会を開催されました。クラス会開催前の約1時間を利用して卒業生委員会事務局の案内で、学内懐古小ツアーを楽しんでいただきました。まず、安田講堂内を見学した後、法文2号館アーケードから図書館噴水前を抜け、法学部3・4号館と法科大学院教育棟を外から眺めながら正門前へ廻り、晩秋のきれいに色づいた銀杏並木を抜け、皆様一番の思い出深い法学部25番教室に入られました。ご卒業後25番教室に入られたのはほとんどの方が初めてとのことで、教室内では椅子に掛けられ、しばしの間、学生時代を懐かしく思い出されておられました。この後のクラス会でもお話が弾み楽しい時間をお過ごしになりましたとお聞きしております。

卒業生の皆様、卒業生委員会事務局では、皆様のご要望をお聞きして少しでもお応えできるよう計画いたしますので、機会がございましたら是非ご一報ください。



25番教室にて。青山善充名誉教授(最前列右端)も今日は一卒業生として

井上正仁

「建築族」の 遺言

本年3月末に東京大学を定年退職いたしました。1971年7月、法学部を卒業と同時に助手として採用されて以来41年9ヵ月、助教授を拝命してからでも38年3ヵ月、優れた先生方・同僚と恵まれた環境の下で研究・教育に勤しむことができたことは大変幸せであったと、その有り難さをいま改めて噛みしめているところです。この間、共に過ごした卒業生・修了生のみなさんをはじめ、いろいろな関係でご厚誼を賜り、お世話になった方々にも、心から感謝申し上げます。

東京大学での私の研究活動の概要については、1月の最終講義でお話しさせていただきました[井上「刑事訴訟法学のアイデンティティを求めて—中間報告」『法学協会雑誌』130巻4号(2013年)751頁以下参照]が、もう一つ忘れられないのは、大学の建築との関わりです。

1970年代末頃から既に、研究室書庫をはじめ施設の狭隘化・老朽化に悩んでいた法学部執行部では、内々、周辺建物やスペースの再開発などによる拡充を検討していたようで、1980年夏に在外研究から帰国した私は、周辺建物の状態などをこっそり視てくるようにと命じられ、それをきっかけとして、後に法4号館の新築に結実することになる作業のお手伝いをするようになりました。以来、弥生総合研究棟および法科大学院棟の新築、法文1号館ロビー等の再整備、そして昨年完成した法3号館の増改築と、法学部関係の建築事業のすべてに携わってきました。これらの事業の実現は、法学部はもとより全学の多くの教職員や建築関係の方々、そして資金面で多大な支援をして下さった卒業生をはじめとする皆様のご厚志とご尽力の賜物にほかなりませんが、個人的にも多くの時間を費やし、工夫を重ねた末のものであります。どの建物・施設にも我が子のような愛着があり、塗装が剥げてきたのが放置されていたりすると悲しくなり、また、ぞんざいな使い方をされていたりするとつい怒りを覚えてしまうほどです。

財政難の折ではありますが、皆様の更なるご協力を得て、時代に即した良好で快適な環境を維持・整備し、その下で研究と教育の一層の充実が果たされることを希望し、期待しております。

北村一郎

法学部「留年」 41年の記



本当の留年は9か月(東大紛争後の授業再開で1971年6月卒業予定のところ)、その後41年間法学部に「留年」。その間、フランス法専攻の助手、助教授、教授、ときどきパリ第二大学ほかの非常勤講師を経て2013年3月に「卒業」した。これが私の履歴書である。

法学学の独特な言葉遣いの所以は一体何なのだと戸惑いつつ、しかし、これもフランス語で読めば腹も立たず、「眠素」に至っては全く反対に目からウロコが落ちたのが勉強を続ける動機で、しかし、当初は3年間の体験入隊のつもりの助手志願であったが、結局面白くなってしまったということであろう。

明治の最初の20年間は日本はフランス法系の国だったと言っても過言ではないが、はて現状とはいえ、フランスは余りにも遠い。traduttore traditoreとは法分野にこそ大いに妥当するのではないか。実際、「法」観念から法律家の仕事の仕方まで、既にして大きな隔りがある。極論すれば、日本は官僚法制整備において大きな発展を遂げた代わりに、真の意味の権利中心のdroit(Rechtでも同様であるが)の完全な実現には未だしと言わなければならない。それどころか、もう充分——もはや欧州(特にフランス?)に用なし——との意識すら一部に垣間見られるのが甚だもって嘆かわしい。

68年世代の表現で言えば、真理の探求とは、「敷石を剥がす」こと(dépaver)であった。翻訳の敷石を剥がして、日本法の現実の観念とフランス法の観念とを比較対照することが、私の中心的な宿題だったのである。

その成果は何かと問われれば、遺憾ながら教科書すら未だ出版し得ていない。結局これがライフワークになるのかと自嘲しつつ、しかし大きな解放感とともに卒業後は、これに集中することになる。

しかし、結局のところ、今度は自前の留年生活ということか……

塩川伸明

退職に当たって



この3月末に定年退職いたしました。私は大学入学時には文科一類だったのに、法学部に進学せず、学部後期課程・大学院とも駒場で過ごした変わり種です。そのような異分子を寛大に抱え込んで下さった法学部・大学院法学政治学研究科の懐の深さに感謝しております。

およそ30年ほど勤めましたが、その間の世の中の変化にはめざましいものがあります。社会科学の研究者というものは、そうした変化を一步引いたところから注視することを任務としていますが、そのような経験から小さな感想を書き記しておきたいと思います。それは、ある時期の流行(ファッションやエンターテインメントであれ、花形産業であれ、あるいはまた学問の世界での「最先端」と見なされる領域であれ)が短期間で流行から去るかと思えば、いったんは「流行遅れ」「時期はずれ」と見なされたものが、しばらくするともう一度リヴァイヴァルするといった現象が見られるということです。

古くさいものにいつまでも拘泥するのが精神的怠惰であることはいうまでもありませんが、世間一般で「古くさい」「流行遅れ」と見なされているものが、実は何かの芽を宿しており、大分長い時間が経ってから、ようやく再生の動きが始まるというのもよくあることです。数年とか、せいぜい10年といった単位で物事を見てみると、「昨日の流行が、明日にはもう廃れる」ということばかりに目を奪われがちですが、数十年という単位で見えていくと、ずいぶん違った見方ができるような気がします。

もちろん、数十年後の世界で何が「最先端」になっているかを予言することはできません。各人がそれぞれに「これこそが時代の先端を行くのだろう」と思うものを追求するしかないでしょう。それにしても、「昨日の最先端はもう古い。明日の最先端だけが自分の関心事だ」というような発想をしていると、かえって何か大事なものを見失うのではないかなという気がしてなりません。

岩原紳作

東京大学法学部 への感謝と希望



この度、昭和50年に学部を卒業して以来、38年間にわたって助手、助教授、教授を務めてまいりました東京大学法学部・大学院法学政治学研究科を退職することになりました。学生としての時期を含めると42年の長きにわたって東京大学のお世話になりました。この間、東京大学を離れたのは、留学と海外の大学の客員教授をした3年間だけです。

学部を去るにあたっての思いは感謝ばかりです。最大の感謝は、学問の面白さと厳しさを教えて頂いたことと、よき人間関係と最高の環境の中で研究・教育人生を送らせて頂いたことです。特に幸運だったのは、東大入学直後に法社会学の六本佳平先生の駒場の全学ゼミに入れたことでした。第一回に、きだみの『気違い部落周遊紀行』や『につぼん部落』を読んだときは衝撃を受けました。高校までに受けた常識的な教育とはまるで別の世界で、面白さに熱中しました。それから毎回、ターランジュ、トックヴィル、デュルケム、マンハイム、ラスキ、ラスウェル、ウェーバー等々を1冊以上講読したゼミは、学問というものを楽しませてくれました。その後も東大では、経済学の内田忠夫先生の勉強会、本郷における星野英一先生、竹内昭夫先生等の諸先生のゼミと授業が、学問の面白さと厳しさを堪能させてくれました。

自らが研究者になり、留学して参加したハーバード・ロースクールにおけるブラッドニー、クラーク両教授の共同ゼミは、同ビジネススクールのジャンセン教授やボストン大学のフランケル教授等の学外者も参加する学際的な白熱のゼミで、また一味違う学問の面白さと厳しさに目を開かせてくれました。帰国してからは、自分自身がそのような教育・研究ができないかとゼミや授業に努めてきましたが、至らぬことを反省するばかりです。退職後の東京大学法学部が、何よりも学生にそのような学問の面白さに目を開かせ、伝え続けていく場であることを切に願っております。

名誉教授の受賞・顕彰について

【いずれも東京大学『学内広報』1433号(2012年12月17日)より転載】

中山信弘先生の紫綬褒章受章

中山信弘名誉教授が、知的財産法学の研究におけるご功績により、本年秋の褒章において紫綬褒章を受章されました。中山先生は、非常に新しい分野である知的財産法学の初期からの数少ない研究者として、永年にわたり知的財産法学の教育、研究に努めてこられました。

日本では知的財産法が無体財産法と呼ばれた時代に、知的財産法学を専攻する指導教授がいない状況で、知的財産法の基本的な問題の一つを「従業者発明における発明者の地位」という論文として発表され、本学の無体財産法講座の初めての教員となりました。体系的研究を進め、その集大成を教科書である『特許法』、『著作権法』として発表されました。また、中山先生は、情報を保護対象とする知的財産法が、技術の発展により必然的に変容していかなければならないことを早くから強く意識され、情報化社会の発展に即した知的財産法学を発展させるべく努力し、『コンピュータ・ソフトウェアの法的保護』を発表されました。技術の発展により生じた著作権法の変容について書かれた『マルチメディアと著作権』では、急速な情報関連技術の発展を踏まえた法律学の研究が評価され、平成9年に第12回電気通信普及財団賞(テレコム賞)、平成11年にThe World Technology Award(The World Technology Network)を受賞されました。

このような業績により、知的財産法学は学問分野として認知され、国家政策の一翼を担うようになりました。政府の審議会委員を務め、わが国の知的財産法の政策立案、立法等に深く関与し、その功績に対して、平成4年に工業所有権制度関係功労者通商産業大臣表彰を、平成17年に産業財産権制度120周年記念内閣総理大臣感謝状を受賞されました。

以上のように、中山先生はわが国の知的財産法の政策立案、立法等への貢献及び知的財産法学の発展などに尽力され、その功績はまことに顕著なものです。この度のご受章を心よりお祝い申し上げますとともに、先生のご健勝と今後益々のご活躍を祈念いたします。

(大淵哲也・知的財産法)

金子宏先生の文化功労者顕彰

金子宏先生が文化功労者として顕彰されました。まことに喜ばしいことです。

金子先生は本学法学部を1953年に卒業され、法学部助手、助教授を経て、1966年に教授となられ、1991年に本学を退職されました。その後、横浜国立大学教授、学習院大学教授を務められ、現在は東亜大学教授を務めておられます。

金子先生は、租税法という学問分野の創設者であり、日本の租税法研究における文字通りの第一人者です。現代税制の中心である所得税・法人税の基礎を成す所得概念の研究にすでに1960年代から取りかかり、これを理論的に完成させて、世界的な業績をあげられました。1972年には租税法学会を創立され、初代理事長として研究者相互の交流を促進されました。さらに、私法と租税法の関係を究める卓越した研究を次々と展開され、これらを体系化して立法・裁判・実務をリードされました。とりわけ、制度設計の基礎となる立法政策的な視点を早くから法律学に導入された点は、その後の学界に大きな影響を与えています。

金子先生は、研究・教育と並び、租税制度の改善のためにも力を尽くされています。長期にわたり税制調査会の審議に参加され、1988年の抜本税制改正の基礎となった答申の作成においても中心的役割を果たされました。他にも、利子所得課税の適正化、移転価格税制の導入、固定資産税の改革、公益法人制度の改革、国際連帯税の提案など、先生のご貢献の例は数え切れません。新興国から税務職員を日本の大学院に招くプログラムの創設を主導されたことも、特筆すべき事実です。

今回のご顕彰を機に、金子先生は社会全体に対しさらに大きな指導的影響を与えていかれることと信じます。ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げます次第です。

(増井良啓・租税法)

新任教員のごあいさつ

山川隆一 教授
労働法



本年4月1日付で慶應義塾大学より着任しました。昭和57年から60年にかけて法学部助手として研究室生活を送って以来、28年ぶりになります。

助手時代及びその後数年は、労働組合法の不当労働行為に関わる紛争解決手続を中心として研究し、その結果を『不当労働行為争訟法の研究』(信山社、1990年)にまとめました。

その後、司法修習において要件事実論に接したことや、弁護士及び中央労働委員会の公益委員としての活動、さらに労働審判制度の立案に関与した経験などから、「労働紛争の解決」という研究領域の構築を考えるようになりました。このテーマについては、怠惰と能力不足ゆえに時間がかかってしまいましたが、昨年、『労働紛争処理法』(弘文堂)を刊行しました。

その他、アメリカ合衆国のワシントン大学に留学した際には、国際的な労働関係において労働法規はどのように適用されるのかという問題を研究し、帰国後の検討も踏まえて、『国際労働関係の法理』(信山社、1999年)を刊行しています。

非力ながら、こうした研究活動を学生のみなさんへの教育に活かすと同時に、教育からも研究上の刺激を受けるという、教育と研究の有効なコラボレーションを実現したいと考えています。どうぞ宜しくお願い致します。

古田啓昌 教授
法科大学院専任実務家教員



4月1日付けで法科大学院の専任実務家教員を拝命しました。生まれも育ちも、岐阜県養老郡養老町です。文科I類入学を機に上京し、駒場では六本佳平先生、本郷では樋口陽一先生、塩野宏先生、能見善久先生、中山信弘先生のゼミに参加しました。課外では、駒場の1年次に運動会ボディビル&ウェイトリフティング部、2年次に行政機構研究会、法学部進学後は法律相談所に所属していました。1988年に法学部第2類を卒業して自治省に入省し、その後2年間の司法修習を経て、1991年に弁護士登録しました。以来、現在までの約22年間、国際訴訟、複雑訴訟、商事仲裁などのビジネス紛争処理を中心とした企業法務に従事して参りました。この間、1994年から1996年にかけてハーバード・ロースクールへの留学とニューヨークの現地法律事務所での研修の機会を得ました。2004年に成蹊大学法科大学院の実務家教員となり、2011年まで、民事訴訟法、商取引法などを担当しました。本学では、RW&D、民事系判例研究、法曹倫理、模擬裁判(民事)といった実務系科目を担当させて頂きます。ちょうど四半世紀振りに本郷キャンパスに通う生活を送ることとなりました。ご指導ご鞭撻賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

太田 洋 教授
法科大学院専任実務家教員



本年4月に法科大学院実務家専任教員として着任した太田洋(おたよう)と申します。法科大学院では、本年度は、金融取引課税法、ビジネス・プランニング、法律相談クリニック及び民事実務演習を担当させて頂いております。所属は西村あさひ法律事務所で、M&A、敵対的買収対応、一般企業法務、税務の各分野が専門です。東京生まれ・東京育ちで東京をこよなく愛しています。中学・高校は、筑波大附属駒場中・高で、1991年に本学部を卒業し、93年に西村あさひの前身の事務所に入りました。その後、2000年にハーバード・ロースクールでLLMを取得し、ニューヨークでの研修を経て、01年4月から02年6月まで、法務省民事局参事官室で、商法13年5月改正、11月改正、12月改正及び14年改正の改正作業に従事しました。02年7月に事務所に戻ってからは、スティール・パートナーズ等を相手にした敵対的買収対応や委任状争奪戦の案件を数多く手掛けています。

22年ぶりに戻った東大は、色々なところが変わりつつも、変わっていない部分もあり、新鮮かつ懐かしい、不思議な感覚にとらわれています。今後の日本の法曹界を担う人材の教育に全力を尽くしたいと思っています。何卒宜しくお願い致します。

ホームページのリニューアル

本年1月より、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科のホームページをリニューアルし、卒業生・修了生向けのページを設けました。今までは、卒業生名簿・修了生名簿にご登録いただいた後、住所の変更・勤務先の変更などがあった場合、名簿登録事項変更届により郵便またはファックスでご報告をいただいていたりましたが、今後はホームページ上より直接卒業生委員会へ届け出ることができるようになりました。また、ホームカミングデイのお知らせなど内容についてもこれから充実してまいります。一度、下記のホームページをご覧くださいませようをお願いいたします。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

東京大学
大学院法学政治学研究科
法学部

NEWSLETTER

ニュースレター

No.12

2013年7月発行

[編集・発行]…… 東京大学 法学部・大学院法学政治学研究科 卒業生委員会
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内
tel 03-5841-3131/3132 fax 03-5841-3174

[写真協力]…… 村上裕一

[デザイン]…… 安孫子正浩(水蒸気圖案室)

卒業生・修了生の方々へ

卒業生委員会事務局を設置いたしました。
連絡先は以下の通りです。

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp